資料１

第２回 認定地域クラブ検討協議会 レジュメ

日時： 令和８年 11 月 10 日（火）14：00～15：30
場所： 堺市役所 高層館 20 階 第一特別会議室
議題： 堺市認定地域クラブの認定要件等について

１ 目的

認定地域クラブのガイドライン案について、国の認定要件との整合性、本市独自の認定要件及び確認方法等を協議し、ガイドラインの確定に向けた検討を行う。

２ 配付資料

- 資料１ レジュメ
- 資料２ 堺市認定地域クラブガイドライン（案）
- 資料３ 認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（ひな型）
- 資料４ 認定要件・国の要件・堺市の要件・確認方法の照合一覧

３ 協議事項

（1）認定要件（案）について
（2）認定要件の確認方法及び認定手続について
（3）認定後の管理・運用について

４ 今後の予定

本日の協議結果を踏まえてガイドライン案を修正し、確定に向けた手続きを進める。
次回の検討協議会は、１月中旬の開催を予定する。

資料２

堺市地域クラブ活動ガイドライン兼認定基準【案】

令和９年２月

堺市教育委員会

目次

第１条　地域クラブ活動の目的・趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・２
第２条　地域クラブ活動の推進体制及び関係者の役割　・・・・・・・・２
- １　認定地域クラブ活動（クラ部）
- ２　事務局
- ３　委託会社
- ４　会員
- ５　堺市立中学校

第３条　地域発クラ部の認定審査　・・・・・・・・・・・・・・・・・３
- １　認定要件
- ２　認定の申請
- ３　認定の通知
- ４　認定の取消し
- ５　その他

第４条　認定地域クラブの活動及び運営基準　・・・・・・・・・・・・６
- １　教育的意義の継承と会員の主体的な参加
- ２　適切な休養日及び活動時間の設定
- ３　適切な参加費等の設定
- ４　適切な指導体制の確保
- ５　安全・安心な活動環境の確保
- ６　学校との連携及び情報共有
- ７　認定後の状況把握及び指導助言
- ８　認定地域クラブの責任

付則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
別表 部活動連携クラ部と地域発クラ部の態様と活動方針　・・・・・　９
様式集
様式第１号　堺市認定地域クラブ申請書兼誓約書　・・・・・・・・・１０
様式第２号　堺市認定地域クラブ変更届出書　・・・・・・・・・・・１２
様式第３号　堺市認定地域クラブ認定取消申出書　・・・・・・・・・１３
様式第４号　堺市認定地域クラブ活動確認書　・・・・・・・・・・１４
様式第５号　堺市認定地域クラブ活動休止届出書　・・・・・・・・・１６
様式第６号　堺市認定地域クラブ活動認定通知書　・・・・・・・・・１７
様式第７号　堺市認定地域クラブ活動不認定通知書　・・・・・・・・１８
様式第８号　堺市認定地域クラブ活動認定取消通知書　・・・・・・１９

第１条　地域クラブ活動の目的・趣旨

・本市は、「こどもが学びや成長を実感できるスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する」という考えのもと、少子化の進行や学校部活動を取り巻く環境の変化に対応し、学校、地域団体、保護者その他の関係者が連携して、こどもたちが安全に、自らに合った活動を選択し、継続して取り組むことができる持続可能な地域クラブ活動の実現をめざします。

・本市では、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させ、こどもたちが自ら活動をつくり、仲間と支え合いながら学び、成長する、地域に開かれたスポーツ・文化芸術活動を「クラ部」と呼びます。クラ部は、学校部活動との組織的なつながりの有無にかかわらず、こどもの自主的・自発的な参加と活動づくりへの参画を大切にします。

・本ガイドラインは、この目的を実現するため、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和７年 12 月文部科学省）の「地域クラブ活動に関する認定制度」（以下「認定制度」という。）を踏まえ、クラ部の活動・運営に関する基準及び認定に必要な事項を定めます（「クラ部」は活動の理念を表す名称であり、その呼称だけで本市の認定を受けたことを意味するものではありません）。

第２条　地域クラブ活動の推進体制及び関係者の役割

１.認定地域クラブ活動（クラ部）

本市が定める基準を満たし、市が認定した地域クラブを「堺市認定地域クラブ」とします。また、市が自ら設置する地域クラブについては、みなし認定として取り扱います。市が設置した地域クラブを「部活動連携クラ部」とし、学校部活動とは独立して会員の募集及び活動の運営を行う地域クラブを「地域発クラ部」とします。

（１）部活動連携クラ部

学校部活動と活動方針・計画を共有し、学校と地域が連携して運営するクラ部です。当面は、平日の活動を学校部活動（拠点校部活動を含む。）、休日の活動を部活動連携クラ部として実施します。

※ 拠点校部活動とは、在籍校に希望する部活動が設置されていない生徒が、他校において参加することができる部活動をいいます。事務局と各中学校が、部員数や指導者等の見通しを総合的に勘案して協議・検討し、事務局が設置します。

（２）地域発クラ部

地域の団体・個人等が発意して設立し、学校部活動とは独立して会員の募集及び活動の運営を行うクラ部です。こどもが自分に合った活動を選択して参加できます。

（１）（２）の地域クラブともに、第１条に掲げる目的及び理念に基づいて活動し、安全確保や活動時間・休養日の調整等について、在籍校との必要な情報共有・連絡調整を行います。

２．事務局

（１） 教育委員会事務局 学校教育部 学校保健体育課 体育係が事務局となります。

（２） 第１条に掲げる目的・趣旨を達成するために、認定を受けた両類型のクラ部を統括し部活動連携クラ部の設置及び委託管理、地域発クラ部の認定審査を行います。

３．委託会社

本市と委託契約を締結し、部活動連携クラ部の管理・運営を行います。

４．会員

（１） 部活動連携クラ部は、母体となる学校部活動の部員を基本とします。安全上又は施設の収容能力上の制約がある場合は、技能による選抜を行わず、公開した公平な方法で受入れを調整します。受入れが困難なときは理由を説明し、他のクラ部等の活動機会を案内します。

（２） 地域発クラ部は、学校部活動への所属の有無にかかわらず、自分にあった地域発クラ部を選び、参加することができます。

（３） いずれのクラブにおいても、会員は活動するにあたって、自らの意思に基づき主体的かつ自発的に活動に参加するものとします。

（４） 地域クラブに関することで悩みや相談があるときは、指導者はもとより、相談内容に応じて委託会社や事務局に相談することもできます。

５．堺市立中学校

堺市立中学校は、第１条に掲げる目的・趣旨を達成するために、地域クラブによる校舎及び運動施設並びに学校備品等の利用への協力、地域クラブでの指導を希望する教員への理解に努めるとともに、自校の生徒が地域クラブで活動することに興味・関心を寄せ、その活動への参加に対する理解に努めるものとします。

第３条　地域発クラ部の認定審査

１．認定要件

事務局は、地域発クラ部の認定を行います。認定を受けようとする地域クラブは、次に掲げる要件を満たすとともに、第４条に定める認定地域クラブの活動及び運営に関する共通基準を遵守するものとします。

（１）活動拠点が原則として堺市内にあり、かつ、参加者の半数以上が堺市在住者であるものとします。

（２）中学生を主たる対象とすること。ただし、地域の実情や活動内容に支障がない範囲で、小学生、高等学校年代及び成人の参加を認めるものとします。

（３）会員の加入に当たっては、スカウトや選抜等を行わないものとします。

（４）全ての会員が安心して参加できる環境づくりに努め、国籍、障害の有無、性別、家庭環境その他の属性による不当な差別的取扱いをしてはならず、必要に応じて合理的配慮を行うものとします。

（５）次の内容を含む規約、会則等を作成し、公表するものとします。

ア　運営体制及び責任の所在に関すること。

イ　会計処理、参加費その他会員が負担する費用の額、内訳及び納入方法並びにその公表に関すること。

ウ　緊急時の連絡体制及び事故発生時の対応に関すること。

エ　活動日数、活動時間及び休養日に関すること。

オ　多様な背景を有する会員への配慮に関すること。

（６）前号の規約、会則等は、ホームページ、ＳＮＳその他のインターネット媒体等を利用して公表するものとします。

（７）運営に関わる者は必要人数を確保し、団体の規模や運営実態に応じた役割分担を行うとともに、運営上の責任の所在を明確にし、適正な会計処理を行うための体制を整備するものとします。

（８）参加費その他会員が負担する費用は、国が示す基準額を踏まえ、活動の維持及び運営に必要な範囲で可能な限り低廉に設定し、経済的事情によって参加の機会が制限されないよう配慮するものとします。

（９）運営者及び指導者について、本市が指定する研修を受講するものとします。研修には、ハラスメント防止、児童虐待防止及びこども性暴力防止法に関する内容を含むものとします。指導者については、指導開始前に必要な研修を受講するものとします。

(10) 運営者及び指導者について、反社会的勢力との関係や、暴力・暴言・ハラスメント等の行為に関する欠格要件を確認し、必要な誓約を得るものとします。

(11) こどもに対する性暴力等を防止し、安全・安心な活動環境を確保するため、こども性暴力防止法に基づく国の認定を取得し、継続して維持するものとします。ただし、申請時点で国の認定を取得していない場合は、認定の効力が生じた年度の末日までに取得するものとします。国の認定を取得するまでの期間においても、こどもの性暴力等の防止に必要な措置を講じるものとします。なお、認定の効力が生じた年度の末日までに国の認定を取得していない場合は、更新を認めないものとします。

(12) 月の活動計画を作成し、活動日時、場所及び休養日等が第４条に定める活動時間及び休養日の基準に適合するものとします。

(13) 会員の在籍校との連絡調整及び情報共有を行うための体制を整備するものとします。

(14) 会員及び保護者との連絡に用いるツールについては、原則として複数人が内容を確認できる仕組みとし、指導者と会員のみの１対１の連絡は行わないものとします。ただし、会員又は保護者からの相談等に対する返信は、この限りではありません。この場合においても、相談者のプライバシーに十分配慮した上で、やり取りの記録を保存するものとします。

(15) 指導者の配置、役割及び責任の所在が明確であり、適切な指導体制を確保するものとします。

(16) 事故、けが、熱中症等の発生に備え、緊急時の連絡体制、事故発生時の対応方法及び関係機関への報告体制を整備するものとします。また、傷害補償及び個人賠償責任補償を備えたスポーツ安全保険又は、学校管理下における日本スポーツ振興センター災害共済給付制度と同等以上の補償を備えた保険に加入するものとします。

(17) 他の自治体の認定を受けていないこと。同一の地域クラブが、本市及び他の自治体にお

いて重複して認定を受けることはできません。

2．認定の申請

認定を受けようとする地域発クラ部の代表者は、様式第 1 号に掲げる添付書類を添えて、「堺市認定地域クラブ申請書兼誓約書」（様式第１号）を事務局に提出してください。事務局は、申請内容を確認するため、必要に応じて現地視察や申請団体へのヒアリングを行い、追加資料の提出を求めることができます。

3．認定の通知

事務局は、前項の申請内容及び第４条に定める共通基準への適合状況を確認し、認定の可否を決定します。認定する場合は「堺市認定地域クラブ活動認定通知書」（様式第６号）を、認定しない場合は「堺市認定地域クラブ活動不認定通知書」（様式第７号）を申請団体の代表者に交付します。

4．認定の取消し

認定地域クラブが次のいずれかに該当した場合、事務局は必要な指導助言等を行います。ただし、会員の安全に重大な危険がある場合は、直ちに必要な活動停止等の措置を求めます。不正な手段等により認定を受けたとき、指導助言等によっても改善が期待できないとき、又は認定取消しの申出があったときは、認定を取り消します。

（１）認定取消申出書（様式第３号）が提出されたとき。
（２）第３条第１項の認定要件又は第４条の共通基準を満たさないことが確認されたとき。
（３）活動で利用する施設の管理者が定める利用規則等に違反したとき。
（４）活動における安全管理を怠っていると確認されたとき。
（５）社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。
（６）その他、認定を取り消すべき重大な事由が発生したとき。
（７）法令又は規約等に違反し、若しくは運営が著しく適正を欠くと認められ、指導助言等によっても改善が期待できないとき。

認定を取り消したときは、教育委員会は理由を記載した「堺市認定地域クラブ活動認定取消通知書」（様式第８号）を交付します。

5．その他

（１）地域発クラ部の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の末日までとします。継続して認定を受けようとする場合は、有効期間満了日の 30 日前までに、更新申請を行うものとします。更新時には、認定地域クラブ活動確認書（様式第４号）、次年度の活動計画、当年度の活動・会計・安全管理の報告及び研修・国の認定・保険の状況等を提出します。変更のない規約等は、変更がない旨を明示して再提出を省略できます。認定は自動更新されません。更新審査の結果、認定がない期間は、認定表示及び認定に伴う支援を停止します。
（２）認定後、申請内容に変更が生じたときは、速やかに「堺市認定地域クラブ変更届出書」（様式第２号）を事務局に提出してください。
（３）申請により取得した個人情報は、認定事務に必要な範囲で使用し、適切に管理します。

会員の活動状況等の在籍校との共有は、第４条第６項に基づき、保護者の同意を得て行います。

（４）地域発クラ部が活動を休止するときは、速やかに休止届出書（様式第５号）を提出してください。廃止するときは、認定取消申出書（様式第３号）を提出してください。

第４条　認定地域クラブの活動及び運営基準

認定又はみなし認定を受けた両類型のクラ部は、次に掲げる共通基準を満たして活動を実施します。

（１）　教育的意義の継承と会員の主体的な参加

・学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させ、競技性や成果のみに偏重せず、生涯にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむための資質・能力を育てます。
・会員の自主的・自発的な参加を尊重し、初心者や活動が苦手な生徒等を含め、希望する生徒を幅広く受け入れます。
・会員が活動目標・計画・役割分担等について述べる機会を、少なくとも年度に１回設けます。話し合いやアンケート等を用いて意見を把握し、対応及び反映できない場合の理由を会員に分かる方法で伝えます。

（２）　適切な休養日及び活動時間の設定

・学校部活動及び複数の地域クラブ活動への参加を含め活動全体を通算して、週２日以上の休養日を確保し、週当たり 11 時間程度以内の活動時間とします。
・平日は１日２時間、休日は１日３時間までとします。大会、コンクール、発表会その他これらに準ずる行事に参加する場合は、この限りではありません。ただし、大会等への参加により活動時間が増加する場合は、前後の活動時間の調整や休養日の振替等により、こどもや指導者の過度な負担を防ぐものとします。
・休日のみ地域クラブ活動を実施する場合は、原則として土曜日又は日曜日のいずれかを休養日とします。ただし、平日の活動を週３日以内に抑え、活動全体で週２日以上の休養日を確保し、週当たり 11 時間程度以内の活動時間とする場合等には、休日の活動日を柔軟に設定することも認めます。
・年間及び毎月の活動計画に、活動日時・場所、休養日、大会等の日程を記載し、公表します。

（３）　適切な参加費等の設定

・参加費等は、国が示す基準額を踏まえ、活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉に設定し、経済的事情による参加機会の制限に配慮します。
・参加費等の額、内訳、納入方法及び変更がある場合の取扱いを会員及び保護者に分かる方法で示します。部活動連携クラ部の当面の会費の取扱いは、別表によります。

（４）　適切な指導体制の確保

・指導、指導補助及び見守り等を行う者は、本市が指定する研修を受講し、暴力・暴言・ハラスメント・虐待・いじめ・無視等を行わず、会員同士のこれらの行為も許さないことを誓約します。
・指導者は、スポーツ・文化芸術に関する資格又は経験を有する者が望ましいものとします。資格・経験の有無にかかわらず、本市が指定する研修を指導開始前に受講するものとします。
・安全確保と適正な指導体制を確保し、必要に応じて事務局又は運営団体による巡回等を行います。
・研修の具体的な内容、実施時期、実施方法その他必要な事項については、別に定めます。研修の実施に当たっては、動画配信、オンライン研修、参集型研修等を活用し、受講しやすい環境の確保及び研修効果の向上に努めます。

（５）　安全・安心な活動環境の確保
・発達段階、健康状態、気温・湿度・暑さ指数等に応じて活動を調整し、「堺市学校園における熱中症対策ガイドライン」を遵守します。
・施設管理者と連携して施設・設備・用具を点検し、事故時の対応及び責任関係をあらかじめ整理します。保護者・関係機関への緊急連絡、救急要請及び事務局への報告体制を整備します。
・こどもに対する性暴力等の防止に関する規程、相談・通報窓口、被害が疑われる場合の初動対応及び情報管理体制を整備し、会員・保護者・指導人材に周知します。
・私的なＳＮＳ連絡、密室での一対一の指導及び不適切な身体接触等を防止する具体的な行動規範を定めます。
・指導者が運転する自家用車、クラブ所有の車、レンタカー等に会員を乗車させないものとします。ただし、災害発生時や急病・負傷等により緊急の場合は除きます。詳細は、本市が別に定める通知等によります。

（６）　学校との連携及び情報共有
・両類型とも、会員の在籍校と活動・指導方針、日程及び必要な活動状況・実績を共有し、活動全体を通算した活動時間・休養日の調整を図ります。
・部活動連携クラ部は、平日の学校部活動と休日のクラ部の指導の一貫性を確保します。
・地域発クラ部は、学校部活動とは独立した活動方針・運営を基本としながら、会員の安全及び学びを支えるために、会員の在籍校と必要な情報共有・連絡調整を行います。
・入会時に学校との情報共有について保護者の同意を得て、共有する情報を適切に管理します。
・学校施設を利用する場合又は教員を指導者として受け入れる場合は、施設利用や兼職兼業に関する手続その他必要な事項について、学校及び事務局と適切に連絡調整を行います。

（７）　認定後の状況把握及び指導助言
事務局は、認定又はみなし認定を受けた両類型のクラ部について、毎年度１回以上、活動・会計・安全管理・研修及びこどもの参画に関する報告を受け、必要に応じてヒアリング及

び現地確認を行います。

・地域発クラ部は更新申請時に、部活動連携クラ部は、事務局が定める期日までに報告します。

・基準を満たさない場合は、改善内容及び期限を示し、履行状況を確認します。重大な事故、不適切行為又はその疑いが生じた場合は、通常の報告を待たず速やかに事務局へ報告し、被害者保護及び必要な活動停止等を行います。

・運営団体・実施主体及び委託会社は、報告・確認に協力します。

８．認定地域クラブの責任

・地域発クラ部は、当該クラブの責任において独立して運営するものとし、堺市が活動及び運営に関する責任を負うことを意味するものではありません。

付則　このガイドラインは、令和９年２月から実施する。

別表（部活動連携クラ部と地域発クラ部の態様と活動方針）

	部活動連携クラ部	地域発クラ部
設置・運営者	設置：事務局　運営：委託会社	団体・個人等
指導者	主に学校部活動の顧問（兼職兼業）	各クラブの指導者
会員	学校部活動の部員を基本とし、未所属の生徒にも連携した参加経路を調整	主に堺市内の中学生
会費	なし※	各クラブの規定による
活動拠点	市立中学校施設等	原則として堺市内
補償（会員・指導者）	必須（スポーツ安全保険又は、学校管理下における日本スポーツ振興センター災害共済給付制度と同等以上の補償内容を有する保険に加入）	
公費支援	・委託会社と委託契約を締結し、委託料を負担 ・大会へ出場したときは、会員に対し奨励金を支給 ・本市が主催する悉皆研修については、費用負担を免除する。	・公費負担はなし ・堺市地域クラブ HP に掲載する。 ・本市が主催する悉皆研修については、費用負担を免除する。
学校部活動との関係	学校部活動と一体的に活動を組み立てる	学校部活動とは独立して募集・運営。安全等の必要な情報共有は行う
共通する理念	こどもが活動をつくり、仲間と支え合いながら学び、成長する	

※ 部活動連携クラ部の会費は、当面の間は徴収しません。なお、国の補助金制度の見直しや事業の実施状況等に伴い、今後変更する場合があります。

（様式第１号）

年 月 日

堺市教育委員会 宛て

団体名
代表者氏名

堺市認定地域クラブ申請書兼誓約書

堺市認定地域クラブの認定を受けたいので、次の事項を誓約の上、関係書類を添えて申請します。

１．誓約事項

(1) 堺市認定地域クラブの本ガイドラインを遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。

(2) 団体に所属する運営者及び指導者について、以下のいずれにも該当しません。

・暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者

・過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

(3) 本申請書及び添付書類に記載した事項のうち、認定に係る事項に変更が生じた場合は、速やかに堺市教育委員会に報告します。

(4) 堺市教育委員会からの指導助言等に対して真摯に対応し、必要な改善を行います。

２．申請内容

項目区分	項目	記入欄
団体概要	地域クラブ名	
	団体名（法人名等）	
	代表者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
	ホームページ・SNS 等 URL	
会員	会員総数	人
	うち中学生	人
	うち堺市在住者	人
	うち堺市外在住者	人
活動内容	活動種目	
	主な活動拠点所在地	
	主な活動日時	
	募集対象	□中学生 □小学生 □高校生 □成人 □その他（ ）
会費等	入会金	円
	参加費（月額・年額）	円

	保険料	円
	その他徴収金	円
連絡方法	会員及び保護者との連絡方法	複数人が連絡内容を確認できる仕組み □あり　□なし（使用ツール　　）
学校との連携	学校との情報共有方法	
こども性暴力防止法	国の認定取得の有無	□ 取得済み □ 未取得（認定の効力が生じた年度の末日までに取得予定）
地域クラブの認定取得	他の自治体における認定取得の有無	□ あり　□ なし

３．添付書類

申請区分：□新規　□更新　　更新前の認定期間：

(1) 規約又は会則(任意様式)

(2) 役員・指導者・会員名簿

・役員氏名

・指導者氏名

・会員氏名及び堺市内外在住が確認できるもの

(3) スポーツ保険等の加入を証する書類（保険証書の写し等）

(4) 認定地域クラブ活動確認書（様式第４号）

(5) 年間及び毎月の活動計画書

(6) 収支計画書

(7) その他活動概要が分かる資料

(8) 更新時：当年度の活動・会計・安全管理・変更事項一覧（変更なしの場合はその旨）

(9) こども性暴力防止法に基づく国の認定証の写し（認定を受けている場合に限る）

（様式第２号）

年 月 日

堺市教育委員会 宛て

団体名

代表者氏名

堺市認定地域クラブ変更届出書

年 月 日付けで認定を受けた堺市認定地域クラブについて、申請内容に変更が生じたため、下記のとおり届け出ます。

記

１ 地域クラブの名称

２ 変更事項

３ 変更年月日

４ 変更内容 （新）

（旧）

５ 変更の理由

（様式第３号）

年 月 日

堺市教育委員会 宛て

団体名
代表者氏名

堺市認定地域クラブ認定取消申出書

年 月 日付けで認定を受けた堺市認定地域クラブについて、下記のとおり認定取消しを申し出ます。

記

１ 地域クラブの名称
２ 認定取消しの申出の理由

（様式第４号）

堺市認定地域クラブ活動確認書

第３条及び第４条関係　部活動連携クラ部・地域発クラ部の共通確認に用います。部活動連携クラ部のみなし認定に係る確認にも用います。

クラブ名：　　団体名：

類型：　部活動連携クラ部　　地域発クラ部　　確認日：　　年　月　日

１　教育的意義・参加機会

☐ 活動拠点が堺市内・参加者半数以上が堺市民

☐ 中学生を主たる対象とすること

☐ 教育的意義の継承・発展、生涯にわたる活動、成果のみへの偏重防止

☐ 競技力強化のため広域募集をしない

☐ 選抜を行わず希望する生徒を幅広く受入れ、合理的配慮を行う

☐ 国籍、障害の有無、性別、家庭環境その他の属性による不当な差別的取扱いをしない

☐ 会員の意見を活動目標・計画等に反映する仕組み

☐ 年度１回以上の意見表明の機会、意見への対応・反映結果の記録及び会員への説明（新設時は実施計画）

２　活動時間・休養日

☐ 平日 2 時間・休日 3 時間まで、活動全体を通算して週 11 時間程度以内・週 2 日以上の休養

☐ 休日の休養日の原則又は柔軟な設定の条件

☐ 年間及び毎月の活動計画の策定・公表

３　参加費

☐ 国の目安を踏まえた低廉な設定と経済的事情への配慮

☐ 参加費の額・内訳・納入方法の明示

４　指導体制

☐ 不適切行為を行わず会員同士の行為も許さない個人の誓約

☐ 指導人材の市研修受講

☐ 指導者の役割・責任の明確化

５　安全確保

□ 健康・発達・気象条件への配慮及び施設・設備・用具の点検

□ 事故時の対応・責任関係及び緊急連絡体制の整備

□ 性暴力防止の行動規範、相談・通報、初動対応及び情報管理の体制。法の適用区分・国の認定状況・必要な犯罪事実確認の実施状況

□ こども性暴力防止法に基づく国認定の取得・維持　（□年度内に取得予定）

□ 会員・指導人材等の傷害保険及び個人賠償責任保険への加入

□ 指導者が運転する自家用車、クラブ所有車両、レンタカー等への会員の同乗禁止

６　運営体制

□ 運営体制及び責任の所在、会計処理及び会費等、緊急時対応、活動日数・活動時間・休養日並びに多様な背景を有する会員への配慮に関する事項を含む規約又は会則等の作成・公表

□ 適切な会計処理及び情報開示

□ 関係法令の遵守

７　学校等との連携

□ 在籍校との活動・指導方針及び日程の共有（地域発クラ部の独立した運営を尊重）

□ 活動状況・実績の共有、保護者同意及び適切な情報管理

□ 市・学校の情報提供への協力

□ 学校施設利用・教員の兼職兼業の連絡調整

□ 部活動連携クラ部では、平日の学校部活動と休日のクラ部の指導の一貫性を確保

□ 学校との連絡調整体制の整備

本確認書及び別表により、適用する必須要件の全てへの適合と、継続的な改善事項の具体的な取組方法を確認しました。要件ごとの判断、確認資料及び適用なしとする理由を記録します。改善事項には内容及び期限を記載します。必須要件の未充足を、改善予定のみで適合と扱いません。

上記の基準への適合を確認しました。該当しない事項又は経過措置を適用する事項は、理由・改善内容・期限を記載します。

代表者氏名：　　市確認者：

補足事項・確認資料：

（様式第５号）

堺市認定地域クラブ活動休止届出書

年　月　日

堺市教育委員会　宛て

団体名：

代表者氏名：

活動を休止するため、第３条５（４）の規定により、次のとおり届け出ます。

1　認定年月日

2　クラブ名

3　休止予定期間

4　休止の理由

5　会員・保護者への周知及び活動再開の見通し

（様式第６号）

堺市認定地域クラブ活動認定通知書

年　月　日

団体名・代表者氏名：　　殿

堺市教育委員会

第３条３の規定により、次のとおり認定します。

1　申請年月日

2　クラブ名

3　認定期間

4　留意事項

（様式第７号）

堺市認定地域クラブ活動不認定通知書

年　月　日

団体名・代表者氏名：　　殿

堺市教育委員会

第３条３の規定により、次の理由で認定しないこととしましたので通知します。

1　申請年月日

2　クラブ名

3　不認定の理由

（様式第８号）

堺市認定地域クラブ活動認定取消通知書

年　月　日

団体名・代表者氏名：　　殿

堺市教育委員会

第３条４の規定により、次の理由で認定を取り消しましたので通知します。

1　認定年月日

2　クラブ名

3　取消年月日

4　認定取消しの理由

資料３

●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（ひな型）

（趣旨）

第１条　本要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和７年 12 月文部科学省）の「地域クラブ活動に関する認定制度」（以下「認定制度」という。）に基づき、●●●市（区町村）として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

（認定要件）

第２条　●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

一　学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

二　適切な活動時間や休養日が設定されていること

三　活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

四　適切な指導の実施体制が確保されていること

五　適切な安全確保の体制が確保されていること

六　適切な運営体制が確保されていること

七　学校等との連携が適切に行われていること

２　前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、●●●市（区町村）が認定制度の別紙１「地域クラブ活動に関する認定制度における「２．認定要件」の具体的な確認事項」に基づき判断する。

３　第１項第４号に関する指導者の登録及び研修等については、認定制度の別紙２「「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」に沿って別途定める。

（認定申請）

第３条　●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、●●●市（区町村）認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第１号）（以下「誓約書兼申請書」という。）、●●●市（区町村）認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第２号）及び誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を▲▲▲に提出することにより行うものとする。

２　▲▲▲は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。

（認定手続）

第４条　▲▲▲は、前条第１項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第２条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

２　●●●市（区町村）が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第２条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

３　第１項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は「●●●市（区町村）認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

（認定又は不認定の通知）

第５条　▲▲▲は、前条第１項の規定による認定をしたときは、●●●市（区町村）認定地域クラブ活動認定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

２　▲▲▲は、前条第１項の規定による認定をしないこととしたときは、●●●市（区町村）認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第６条　●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する【年度の年度末／年度の翌年度末／年度の翌々年度末】までとする。

（変更の届出）

第７条　●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに●●●市（区町村）認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第５号）により▲▲▲に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

（休止の届出）

第８条　●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに●●●市（区町村）認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第６号）により▲▲▲に届け出なければならない。

（認定取消しの申出）

第９条　●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに●●●市（区町村）認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第７号）により▲▲▲に申し出なければならない。

（認定の取消し）

第 10 条　▲▲▲は、●●●市（区町村）認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

一　不正な手段等により認定を受けたとき

二　指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき

三　●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき

２　▲▲▲は、第１項の規定により認定を取り消したときは、●●●市（区町村）認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第８号）により、●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

（●●●市（区町村）認定地域クラブ活動に対する指導助言等）

第 11 条　▲▲▲は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものする。

（●●●市（区町村）認定地域クラブ活動に対する支援）

第 12 条　▲▲▲は、●●●市（区町村）認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものする。

一　生徒・保護者等に対する情報提供

二　地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用等）

三　地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

四　■■■■■■■■■■

附　則

（施行期日）

１　本要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

（経過措置）

２　令和８年度末までの間は、▲▲▲は、地域クラブ活動が第２条各号に掲げる認定要件のうち、第●号、第●号又は第●号を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとし、その場合には、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。

様式第１号（第３条第１項関係）

年　　月　　日

●●●市（区町村）
▲▲▲　殿

団体名
代表者氏名

●●●市（区町村）認定地域クラブ活動誓約書兼申請書

●●●市（区町村）認定地域クラブ活動に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、「●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第３条第１項の規定により申請します。

（誓約事項）

１　●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。

２　申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。

３　▲▲▲からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

別紙

1	団体名	
2	地域クラブ活動の名称	
3	代表者氏名	
4	住所又は所在地、連絡先	〒 TEL　： E-mail：
5	活動種目	
6	活動内容	
7	参加者数	全体　　名（うち、中学生　　名）
8	募集対象者	小学生未満　小学生　中学生　高校生　成人
9	募集対象区域（エリア）	
10	活動時間及び活動場所	
11	参加費、保険料などの受益者負担	参加費：　　円／月 or 年 保険料：　　円／年 その他：　　円／年
12	添付書類	① ●●●市（区町村）認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第２号） ② 団体の規約または会則等 ③ 地域クラブ活動の活動計画書 ④ 地域クラブ活動に係る収支計画書（地域クラブ活動の実施主体等が個人事業主や株式会社等の場合のみ）

様式第２号（第３条第１項関係）

●●●市（区町村）認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

□ 生徒※1の自主的・主体的な参加による活動※2であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること

□ 市（区町村）が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと

□ 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること※3

※１　中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※２　児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※３　部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

□ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週２日以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は１日２時間程度以内、休日は１日３時間程度以内とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること※1

□ 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※１　例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも１日以上の休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が 11 時間程度の範囲内に収まり、かつ、週２日以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週３日以内に抑えつつ休日に２日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

□ 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

□ 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること

□ 市（区町村）が定める研修を受講し、市（区町村）に登録された指導人材が活動に携わること

□ 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること※1

※１　複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市（区町村）等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

□ 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること

□ 市（区町村）、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること

□ 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと

□ 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

□ 次の内容を含む規約等※1を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること※2

- 団体の目的
- 役員（代表、副代表、会計、監事※3）の選任・解任に関すること
- 総会の運営など団体の意思決定に関すること
- 会員の入退会、参加費等に関すること
- 予算・決算の審議・承認に関すること

□ 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること

□ 営利を主たる目的とせずに運営すること※4

□ 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※１　運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※２　日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断する。

※３　団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※４　市（区町村）が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市（区町村）が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

□　地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※1を生徒の在籍する中学校等と共有すること

□　生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること※2

□　市（区町村）が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと

□　活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市（区町村）や学校との必要な連絡調整を行うこと

※１　平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※２　地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

上記、要件を確認しました。

年　　月　　日

●●●市（区町村）
▲▲▲　殿

団体名
代表者氏名

様式第３号（第５条第１項関係）

年　　月　　日

殿

●●●市（区町村）
▲▲▲

●●●市（区町村）認定地域クラブ活動認定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の認定申請について、「●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第５条第１項の規定により下記のとおり認定します。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．認定期間　　年　　月　　日～　年　　月　　日

３．留意事項
（※必要に応じて記載）

以上

様式第４号（第５条第２項関係）

年　　月　　日

殿

●●●市（区町村）
▲▲▲

●●●市（区町村）認定地域クラブ活動不認定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった、●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の認定申請について、下記理由により認定しないこととしましたので「●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第５条第２項の規定により下記のとおり通知します。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．不認定の理由

以上

様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

●●●市（区町村）
▲▲▲　殿

団体名
代表者氏名

●●●市（区町村）認定地域クラブ活動変更の届出書

年　　月　　日付けで●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、「●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第７条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．変更事項

３．変更年月日

４．変更内容　　（新）
（旧）

５．変更の理由

以上

様式第６号（第８条関係）

年　　月　　日

●●●市（区町村）
▲▲▲　殿

団体名
代表者氏名

●●●市（区町村）認定地域クラブ活動休止の届出書

年　　月　　日付けで●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、活動を休止するため、「●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第８条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．活動休止予定期間

３．休止の理由

以上

様式第７号（第９条関係）

年　　月　　日

●●●市（区町村）
▲▲▲　殿

団体名
代表者氏名

●●●市（区町村）認定地域クラブ活動認定取消しの申出書

年　　月　　日付けで●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、「●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第９条の規定により下記のとおり●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の認定取消しを申し出ます。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．認定取消しの申出の理由

以上

様式第８号（第 10 条関係）

年　　月　　日

殿

●●●市（区町村）
▲▲▲

●●●市（区町村）認定地域クラブ活動認定取消通知書

年　　月　　日付けで●●●市（区町村）認定地域クラブ活動として認定した（地域クラブ活動の名称）について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので「●●●市（区町村）認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第 10 条の規定により通知します。

記

１．地域クラブ活動の名称

２．認定取消しの理由

以上

（参考）認定地域クラブ活動指導者の登録にあたって御活用ください。

認定地域クラブ活動指導者登録申請書（例）

申請日：　　年　　月　　日

<table>
<tr><td>ふりがな</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td><td rowspan="2">性別</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td><td>年　　齢</td><td>申請日時点を記載</td></tr>
<tr><td>ふりがな</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>連 絡 先</td><td colspan="5">TEL　：日中連絡のとれる番号を記載
E-mail：</td></tr>
<tr><td>勤 務 先</td><td colspan="5">勤務先名称：
勤務先住所：</td></tr>
<tr><td>勤務先からの承認</td><td colspan="5">□了承済み　□これから確認する　□事業主のため確認不用
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">指導可能な競技等</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">指導可能な競技等の活動歴・指導歴</td><td>活動団体・年数</td><td colspan="3">○○クラブ
●●年（xx 年 xx 月～xx 年 xx 月）</td></tr>
<tr><td>指導団体・年数</td><td colspan="3">××クラブ
●●年（xx 年 xx 月～xx 年 xx 月）</td></tr>
<tr><td colspan="2">保有資格・免許</td><td colspan="4">保有している指導者資格や審判資格、教員免許等を記載</td></tr>
<tr><td colspan="2">指導可能地域</td><td colspan="4">□都道府県・市・区・町・内全域　□●●地区　□●●地域</td></tr>
<tr><td colspan="2">指導可能時間帯</td><td colspan="4">□土曜午前　□土曜午後　□日曜午前　□日曜午後　□祝日
□平日（●・●・●曜日の●：●●～●：●●）</td></tr>
<tr><td colspan="2">応 募 動 機</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

誓約書（例）

私は、

- 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。

また、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

年　　月　　日

住　所

氏　名

資料 4

国が示す地域クラブ認定制度（概要）と本ガイドラインの認定及び運営基準の比較

	国の示す認定制度（概要）	堺市地域クラブ活動ガイドライン
1. 活動の目的	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する。 ・競技性や成果のみに偏重しない。	・こどもたちが安全に、自らに合ったスポーツ・文化芸術活動を継続できる環境を整備する。 ・こどもたちの自主性、協調性及び社会性を育む持続可能な地域クラブ活動を推進する。 ・競技性や成果のみに偏重せず、生涯にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむための資質・能力を育てる。
2. 参加者（会員）	・広域からの生徒招集や参加者の選抜等をしない。	・参加者の半数以上が堺市在住 ・中学生を主たる対象とする。 ・スカウトや選抜を行わない。 ・国籍、障害の有無、性別、家庭環境その他の属性による不当な差別的取扱いをしてはならない。
3. 活動時間・休養日	・平日 2 時間以内、休日 3 時間以内 ・活動全体を通算して週 2 日以上の休養日及び週 11 時間程度以内	・平日 2 時間以内、休日 3 時間以内 ・活動全体を通算して週 2 日以上の休養日及び週 11 時間程度以内
4. 会費	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定	・国の目安を踏まえ、可能な限り低廉に設定 ・経済的事情による参加機会の制限に配慮
5. 指導体制	・暴言・暴力・ハラスメント等の不適切行為の防止徹底 ・地方公共団体が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導	・暴力・暴言・ハラスメント・虐待・いじめ等を行わないことを誓約 ・原則として複数の指導人材が関わる体制を確保 ・市指定研修の受講を毎年度義務化
6. 安全確保	・生徒の健康状態や気温等の環境を考慮して適切な活動の実施 ・施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備、事故等が発生した場合の責任関係等の明確化 ・怪我等を補償する保険及び個人賠	・こども性暴力防止法に基づく国の認定を取得の義務化 ・傷害補償及び個人賠償責任補償を備えたスポーツ安全保険又は同等以上の保険への加入（参加者、指導者）

	償保険への加入（参加者、指導者）	・「堺市学校園における熱中症対策ガイドライン」の遵守 ・施設・設備の点検、事故時の対応・責任関係及び緊急連絡体制の整備 ・児童対象性暴力等の防止に関する規程、相談・通報窓口、被害が疑われる場合の初動対応及び情報管理体制を整備 ・私的な SNS 連絡、密室での一対一の指導及び不適切な身体接触等を防止する具体的な行動規範の制定 ・指導者による会員送迎の原則禁止
7. 運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表､校正かつ適切な会計処理及び関係者への情報開示 ・営利を主たる目的とはせずに運営・大会等に参加する場合への積極的な協力	・規約、会則、会計処理等を公表 ・運営者を 2 人以上確保 ・他自治体との重複認定不可 ・営利を主目的としない運営
8. 学校等との連携	・活動方針やスケジュール､生徒の活動状況等に関する情報共有 ・学校施設の活用や教職員の兼職兼業に当たっての適切な連絡調整	・活動方針、日程、活動状況等を学校と共有し、活動時間・休養日を調整 ・入会時に学校との情報共有について保護者のからの同意 ・施設利用や兼職兼業に関する手続について、学校及び事務局と連絡調整